

看護師白衣賃貸借契約書

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、看護師及び看護助手白衣（以下「物件」という。）のリース及び洗濯業務について次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約の内容は、次のとおりとする。

- （1） 物件の種類、規格、数量及び洗濯業務の内容 仕様書のとおり
- （2） 契約単価
- | | | |
|---------|---------|---|
| 女性看護師A | 1組当たり月額 | 円 |
| 女性看護師B | 1組当たり月額 | 円 |
| 男性看護師A | 1組当たり月額 | 円 |
| 男性看護師B | 1組当たり月額 | 円 |
| 女性看護助手A | 1組当たり月額 | 円 |
| 女性看護助手B | 1組当たり月額 | 円 |
| 男性看護助手A | 1組当たり月額 | 円 |
| 男性看護助手B | 1組当たり月額 | 円 |
- （3） 契約期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
- （4） 使用場所 山梨県立北病院

（契約保証金）

第2条 甲は、地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第26条第1項第7号により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（賃借料の請求及び支払）

第3条 乙は毎月初めに、前月末日における各セット使用数を甲に確認し、その代金の支払を甲に請求する。

- 2 前項の請求額は、第1条（2）に定める単価に金額に前月末日における各セット使用数を乗じて得た金額に、当該金額の消費税に相当する額を加算した金額とする。
- 3 甲は、乙からの適法な支払請求書を受理した日の翌月末日までに乙に支払うものとする。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第4条 甲は、自己の責に帰すべき事由により賃貸借料の支払を遅滞したときは、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

- 2 前項の遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定めるところによる。

（物件の所有権）

第5条 物件の所有権は乙に属し、甲は、これを善良な管理者の注意義務をもって使用し

なければならない。また甲の通常業務以外にこれを使用してはならない。

(損害賠償)

第6条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(立入権)

第7条 乙は、物件の搬入のために第1条第4号に規定する使用場所に立ち入ることができるものとする。この場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(物件の返還)

第9条 甲は、契約の解除又は契約期間満了により物件を返還するときは、あらかじめ乙に通知するものとする。

2 返還に必要な経費は、乙が負担するものとする。

(契約の費用)

第10条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(権利義務の移転禁止)

第11条 乙は、この契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は委任してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 契約の履行に当たり、不正な行為があったとき又はあると明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由がなく契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記

- アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者
- 2 前項第1号から第4号によりこの契約が解除されたときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。
- 3 第1項第1号から第4号によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失を請求することができない。

(翌年度以降の契約の解除)

第13条 本契約は地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程（以下「規程」という。）に基づく契約であり、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

(信義則)

第14条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(協議)

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程の定めるところによるほか、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その一通を保有するものとする。

平成31年 月 日

甲 菩崎市旭町上條南割3314-13
地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立北病院長 宮田量治

乙